

調査に関する部分は、これを開示することにより租税の徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため、条例第17条第2項第7号の規定により非開示)と決定した。

- 3 平成29年7月12日、処分庁は、審査請求人に対し、自己情報開示可否決定通知書(29墨区税第716号)を送付した(以下「本件処分」という。)
- 4 平成29年7月27日、審査請求人は、本件処分があったことを知り、同年9月12日付で当庁に審査請求書を提出した。
- 5 平成29年11月10日、当庁は、墨田区行政不服審査会に諮問し、本年6月11日付けで同審査会の答申を得た。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、平成29年9月12日付け審査請求書、平成29年12月18日付け意見書及び本年3月22日付け補充意見書において、次のとおり本件処分を取り消し、非開示とされた部分を開示するよう求めている。

1 審査請求の趣旨

処分庁が平成29年7月12日付けで審査請求人に対して行った自己情報の一部開示決定処分を取り消し、非開示とされた部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 平成29年7月12日付け29墨区税第716号の決定通知書の【請求に応じられない部分】に「租税の徴収確保にあたり実施した調査に関する部分」とあるが、墨田区長としては審査請求人の租税は平成29年6月30日(墨田区への実際の収納は7月上旬)をもって全額徴収し確保している。全額徴収したことから、「将来の租税の徴収事務の適切な執行に支障が生じるおそれがある。」とした正当化は消滅している。
- (2) 条例第17条第2項第7号の「事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」及び同号アの「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しく

はその発見を困難にすること。」を「一部開示」にした根拠としているが、この条例は事後（完納後）も含むと明確に規定していない。

- (3) 国は、行政機関個人情報保護法（以下「法」という。）における開示請求権制度は、「本人が自己の個人情報の取扱いをチェックするためのものであり、また、公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はない。このため、本法においては、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提としている。」と解している。

また、法第14条第7号の規定（事務事業情報の非開示）は、「行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で、「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される」と、国は解している。

なお、法第14条第7号イの「監査、検査、取締り、試験」と「徴収」とを同等に取り扱うべき性質のものではないと解する。

法と条例は、同じ内容を規定しており、条例には、「おそれ」の記載はないが、法、国の解釈に準拠して取り扱うべきである。

区は、「公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はない」と国が解しているのに、自己中心の恣意的判断で「必要はある」としている。客観的に判断することなく、個人の権利利益を顧みず、単なる確率的可能性で非公開を主張している。

- (4) 地方税の滞納整理事務は、各自治体及び徴税吏員並びに滞納者の状況に応じて、滞納処分の手法・調査項目・時期は一律ではなく異なる。

- (5) 平成28年1月15日付け27墨区税第1860号の「補充理由説明書の提出について（回答）」において税務課は、非開示理由として、「今後の対応を予測することが可能となり、自らの財産を発見されないよう資金の移動をしたり、口座の解約や変更、自動車などでは名義変更などをして、財産の処分等の対策を講じてしまい、」と具体的に回答していることから、この情報は誰もが知りうる情報である。更に、地方税滞納整理事務の実務本やインターネット等からも容易に知り得る情報である。「慣行として、又は誰でも知ることが予定されている情報」は、法及び条例の規定に基づき、開示すべきである。
- (6) 滞納整理事務は、通常反復される性質の事務であっても、事後にあっては全てを一律ではなく、個々個別に日時・内容に応じて具体的に判断をするべきである。
- (7) 個々個別では、以前に開示された資料では黒塗りであった部分が、平成29年7月12日付け29墨区税第716号決定による開示資料では一部開示されている。

第3 処分庁の主張の要旨

処分庁は、平成29年11月8日付け弁明書、本年2月16日付け口頭理由説明及び本年3月1日付け補充理由説明書において、次のとおり、本件処分には違法又は不当な点はないと主張している。

- 1 本件処分により非開示とした部分は、いずれも租税の徴収のための財産調査等の手法や調査項目に関するものであり、本人情報であるからといって、「租税の徴収確保にあたり実施した調査に関する部分」を含め、その全てを開示することになれば、どのような段階でどのような調査が行われるか、その調査の対象や内容、またそれに至る手順や判断過程、収集情報の性質やその入手先、具体的利用方法等が明らかにされることになる。そうすると、納税者が仮に滞納した場合、徴収事務の今後の対応を予測することが可能となり、自らの財産

を発見されないように資金の移動をしたり、金融機関の口座の解約や変更等を行い、財産の処分等の対策を講じたりするなど、滞納処分を不当に免れることが容易になる。

- 2 滞納整理事務は、通常反復される性質の事務であるから、たとえ審査請求人の租税が全額納付された後であったとしても、滞納整理事務における調査項目及び調査項目を推測することができる情報やその手法を開示してしまうと、審査請求人以外の納税者に対する今後の財産調査、所在調査等の税務調査に支障が生じることで、当該税務調査において正確な事実の把握を困難にするとともに、違法又は不当な行為を容易にし、その発見を困難にするものであるので、将来の租税の適正な運営・遂行にも支障が生じることとなる。

第4 理由

- 1 条例第17条第2項第7号アについて

条例第17条第2項第7号アは、区民等から自己情報の開示請求があったときに、区が行う事務に関する情報であって、開示することにより、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難に」し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの（以下「不開示情報」という）は非開示とすることができる旨が規定されている。

- 2 不開示情報の該当性について

そこで、本件処分で非開示とされた情報が、前項の不開示情報に該当するかについて検討する。

墨田区行政不服審査会において対象文書を検分したところ、本件処分で非開示とされた部分は、処分庁の主張にあるとおり、租税の徴収に係る事務に関して具体的になされた調査対象の名称、所在、調査項目等が時系列で記載されており、処分庁がどのような資料に基づいて調査対象を絞り込み、資産の有無を判断、特定するかの手順や判断の過程が具体的な資料に基づいて詳(つまび)ら

かにされている。

したがって、それらの情報が開示されることになれば、審査請求人に対する関係はもとより、同種あるいは類似の滞納案件において、徴収機関によりどのような手順や手続がなされるかあらかじめ予測することが可能となりかねないし、徴収の回避や妨害を助長する結果を招きかねないことは想像に難くない。しかも、反復継続されるこの種の回収事務にあつて、仮に個別の案件の徴収事務が完了したとしても、将来の租税の徴収事務の適切な執行に支障が生じるおそれは相変わらず残るものである。

また、反復継続されるこの種の回収事務にあつては、徴収事務の適切な執行に支障が生じるか否かの判断は、個別の回収を終えたか否かの前後によって特段変化するとは考えにくく、個別に日時・内容に応じた具体的な判断をなすことも困難といわざるを得ないから、審査請求人の主張には理由がない。

3 よって、処分庁が行った本件処分に、違法又は不当な点はない。

第5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年7月5日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

この裁決については、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなり

ます。)

本書は、決定書の謄本である。

平成30年7月5日

墨田区長 山 本 亨